重要事項説明書((介護予防)認知症対応型共同生活介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	(社会福祉法人 まり福祉会 グループホームぬまくま)	
代表者氏名	(理事長 檜谷 鞠子)	
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	(広島県福山市沼隈町大字中山南7469番地3) (グループホームぬまくま)(084-980-8011/fax084-980-8012)	
法人設立年月日	(平成18年12月21日)	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホームぬまくま	
介護保険指定事業所番号	(3474300245)	
事業所所在地	広島県福山市沼隈町常石1284番地3	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	第1条 社会福祉法人 まり福祉会が開設する グループホームぬまくま(以下「事業所」という)が行う指定 認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)は、要介護者(要支援者2以上)であって認知症の状態にある ものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	第2条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、 食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート 5 階建 3・4・5 階		
敷地面積	1584.46 ㎡/延べ面積 2247.51 ㎡/1 室当たりの居室面積平均 13.43 ㎡		
開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日		
ユニット数	3 ユニット 利用定員(27 名)/1 ユニット利用定員 9 名/全室 個室		

<主な設備等>

面積	2247.51 m ² 〈延べ面積〉
居 室 数	1ユニット 9室
	1 部屋につき平均 13. 43 ㎡
畳み間	1 ユニットにつき 1 箇所
台 所	1ユニットにつき1箇所
居間	1ユニットにつき1箇所
(共同生活室)	
トイレ	1ユニットにつき3箇所
浴室(一般浴槽)	一般浴槽3箇所(脱衣所含む)特浴室1箇所
スタッフルーム	3 箇所

(4)サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間 24 時間体制

(5)事業所の職員体制

管理者 (平井みどり)

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を 一元的に行います。2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応 型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の 実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項におい て指揮命令を行います。	常 勤 3名 介護職と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関 等との連絡・調整を行います。	常 勤 3名 介護職と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	18 名 常 勤 15 名 非常勤 3 名

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同 生活介護計画の作成		 1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食	事	 1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の 栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮し た食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切 な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとるこ とを支援します。
介助	食事の提供及び 介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び 介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で 入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供 します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘 導やおむつ交換を行います。
日常生活上 の世話	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。4 シーツ交換は、定期的に2週間1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。
服薬介助		介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の 介助、服薬の確認を行います。

機能訓練	日常生活動作を 通じた訓練 レクリエーショ ンを通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による月2回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者 受入サービス		若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者ごとに担当者を 定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じた サービス提供を行います。
その他		 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

- ※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、別紙金額の90/100となります。
- ※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、別紙の97/100となります。
- ※ 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1月に6日を限度として246単位(利用料2,570円、1割負担:257円、2割負担:514円、3割負担:771円)を算定します。
- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対して、サービスを提供した場合に、入居を開始した日から7日間を限度として算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、 その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携 により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなど により、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備

している場合に算定します。

- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス 等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得 て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必 要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認 知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(II)は、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合に、算定します。
- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯 科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定しま す。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康 状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定 します。
- ※ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算、</u>介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。<u>介護職員等ベースアップ等支援加算、</u>介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください

(4) その他の費用について

別紙2の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

- 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について
- ① 利用料、利用者負担 額(介護保険を適用 する場合)、その他の 費用の請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の 費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額 により請求いたします。
- ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15~20 日頃までに利用者あてにお届け(郵送)します。
- ② 利用料、利用者負担 額(介護保険を適用 する場合)、その他の 費用の支払い方法等
- ァ 請求書記載の入金期日までに、下記のいずれかの方法によりお 支払い下さい。
 - (ア)事業者指定口座への振り込み
 - (イ)利用者指定口座からの自動振替
- イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収 書を翌月の請求書と併せて発送致しますので、必ず保管されま すようお願いします。
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 5 入退居に当たっての留意事項
- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援者)であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - (1)認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (5) 入退居、入退院時に際して、サービス提供(看取り介護実践等)等に関する内容について、本人と家族に説明し、同意を得ます。(状況に応じて随時説明を行います)

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について〈別紙3参照〉

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【福山市市役所】 福山市 介護保険課 生活福祉	所 在 地 福山市東桜町3番5号 電話番号 代表(084)921-2111 夜間(084)921-2130 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害賠償 責任保険	保 険 名	介護保険 社会福祉事業者総合保険
莫正冰风	補償の概要	

10 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(正畑研司)

- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回:3月・9月)

11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族から の相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】 のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき記載してください。

(2) 苦情申立の窓口

【グループホームぬまくま】 (担当者:平井みどり)	所 在 地 福山市沼隈町常石 1284 番地 3 電話番号 084-987-4115 ファックス番号 084-987-2965 受付時間 9:00~18時
【福山市】 福山市役所 介護保険課	所 在 地 福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1166 受付時間 8:30~17:30(土日祝は休み)
【広島県国民健康保険団体連合会 国民健康保険団体】	所 在 地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保 会館 電話番号 082-554-0783 FAX: 082-511-9126

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和5年6月26日
【第三者評価機関名】	一般社団法人 みらい
【評価結果の開示状況】	開示

13 情報公開について

- ・事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関に文書より掲示
- ・インターネット上に開設する事業所のホームページなど

14 秘密の保持と個人情報の保護について

14 秘密の保持と個人情報の保護について	•
	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報につ
	いて「個人情報の保護に関する法律」及び厚生
	労働省が策定した「医療・介護関係事業者にお
	ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダ
	ンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるもの
	とします。
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」
① 利用者及びその家族に関する秘密	という。)は、サービス提供をする上で知り得た
の保持について	利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、
0) K141C 20 · C	第三者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提
	供契約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又
	はその家族の秘密を保持させるため、従業者で
	ある期間及び従業者でなくなった後において
	も、その秘密を保持するべき旨を、従業者との
	雇用契約の内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない
	限り、サービス担当者会議等において、利用者
	の個人情報を用いません。また、利用者の家族
	の個人情報についても、予め文書で同意を得な
	い限り、サービス担当者会議等で利用者の家族
	の個人情報を用いません。
	②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情
	報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁
② 個人情報の保護について	的記録を含む。)については、善良な管理者の注
	意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ
	の漏洩を防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求
	めに応じてその内容を開示することとし、開示
	の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、深濃なく調査を行い、利用目的の
	れた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の 達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし
	ます。(開示に際して複写料などが必要な場合
	は利用者の負担となります。)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

(管理者:平井みどり)

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性·····直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との 交流に努めます。
- ② 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、 地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、こ の項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議 を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供の記録

① 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサー

ビス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者 証に記載いたします。
- 19 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の見積もりについて
 - 〇 このサービス内容の見積もりは、あなたの(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書 に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1) 利用料、利用者負担額の目安

(介護保険を適用する場合)

≪介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護≫

(2) 1月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安 150,000~160,000 円

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能 です。

- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日		年	月	日		
-----------------	--	---	---	---	--	--

上記内容について、福山市の条例順に下ずいて説明致しました。

	所 在 地	広島県福山市沼隈町大字中山南7469番地3	
	法人名	社会福祉法人 まり福祉会	
事業	代 表 者 名	檜谷 鞠子	印
者	事 業 所 名	グループホームぬまくま	
	説明者氏名	平井みどり	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けま した。

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印
	•	

上記署名は、

(続柄

)が代行しました。